

死因究明等に関する施策の推進状況について

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 **死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。**

3 **死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。**

厚生労働省の施策の目的

厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ◆ 医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ◆ 公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ◆ 市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- 人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- 法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- 死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- 公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

○死因究明等の基本的な考え方

- 国の責務（具体的施策の実施）
- 地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- 大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- 医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- 計画の対象期間は策定後3年を目安とする

3 死因究明等に関し講ずべき施策

- 基本法に定められた基本的施策を柱として、各省庁の取り組む施策を記載。

4 推進体制等

- 3年に1回計画を見直し、毎年1回計画のフォローアップを実施
- 必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記

第2次死因究明等推進計画策定までのスケジュール

令和2年4月1日

死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和3年6月1日

死因究明等推進計画 閣議決定

※計画策定後、3年に1回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和5年5月～

令和5年度第1回死因究明等推進本部開催
(持ち回り)

令和5年5月19日～

死因究明等推進計画検証等推進
会議において検討
(計5回程度開催予定)

国民からの意見聴取

令和6年5月頃

令和6年度第1回死因究明等推進本部開催

第2次死因究明等推進計画(案)

令和6年6月頃

第2次死因究明等推進計画 閣議決定

死因究明等推進計画に基づく取組を推進

死因究明等推進計画の推進状況（令和5年3月末現在）

1. 死因究明等に係る人材の育成等

- 検案医** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」、「死体検案研修会（上級）」を実施
【修了者数】 R3年度：543人（基礎）、183人（上級）
R4年度：505人（基礎）、84人（上級）
- CT等** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を実施
【修了者数】 R3年度：263人（医師）、263人（診療放射線技師）
R4年度：756人（医師）、598人（診療放射線技師）
- 検視官
鑑識官** ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死体取扱業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 大学** ・法医学等の基礎研究分野における優れた人材の養成等を行う教育拠点を構築する取組を支援するため、基礎研究医養成活性化プログラム事業を推進

3. 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- 協議会** ・厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を促進
【地方協議会を設置した都道府県数】 R4年3月末時点 43都道府県
R5年3月末時点 47都道府県
(全都道府県で設置)
- 拠点** ・厚生労働省において、令和4年度から、各地域における死因究明等の体制の構築を推進するため、死因究明拠点整備モデル事業を実施
【実施状況】 R4年度：大阪府、京都府、香川県、沖縄県で実施中

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 解剖** ・警察及び海上保安庁において、必要な解剖を確実に実施
【解剖件数】 R3年：司法解剖8,564件、調査法解剖3,213件
R4年：司法解剖9,182件、調査法解剖3,286件
- 検視官** ・警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる映像伝送装置の整備・活用を推進
・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を増員配置
- 鑑識官** 【鑑識官が配置された海上保安部署数】 R3年度：78部署
R4年度：86部署

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- 支援** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて都道府県が実施する解剖等に対する財政支援を実施
・厚生労働省において、死亡時画像診断システム等整備事業を通じて死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に対する財政支援を実施

6. 死因究明のための死体の科学調査の活用

- 薬毒物
CT** ・警察及び海上保安庁において、必要な薬毒物検査や死亡時画像診断を確実に実施
【薬毒物検査実施件数】 R3年：16万3,012件
R4年：18万4,474件
【死亡時画像診断実施件数】 R3年：1万6,608件
R4年：1万8,326件
- 科捜研** ・警察庁において、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を推進

7. 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- DNA等** ・警察庁において、DNA型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用
【身元不明死体の身元確認件数】 R3年：191件
R4年：155件
- 歯科** ・厚生労働省において、「口腔診査情報標準コード仕様」を保健医療情報分野の標準規格として採用した上、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて検討を推進

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 通報** ・警察において、死因・身元調査法に基づき、必要に応じて関係行政機関への通報を実施
【通報件数】 R3年：1,497件
R4年：2,045件
- 遺族説明** ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに記載してその周知を促進
・警察、検察庁、海上保安庁において、遺族等に対し、第三者のプライバシーの保護等に留意した適切な説明を推進

9. 情報の適切な管理

- ・関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知

令和5年度 死因究明等体制の推進に向けた支援 (厚生労働省施策の概要)

令和6年度予算案(令和5年度予算額)
280,757千円(254,896千円)

○死因究明拠点整備モデル事業

77,554千円(47,507千円)

各都道府県において、監察医制度の有無等にかかわらず、公衆衛生の向上・増進等を目的とした検査・解剖等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。

○異状死死因究明支援事業

115,861千円(115,861千円)

異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行う。

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。
(医療施設等設備整備費補助金(令和6年度予算案15億円)、医療施設等施設整備費補助金(令和6年度予算案9億円)の内数)

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

6,296千円(10,494千円)

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

○死体検案講習会費

19,526千円(19,526千円)

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

○死亡時画像読影技術等向上研修

11,235千円(11,235千円)

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。
また、死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

36,498千円(36,498千円)

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

※上記記載の事業の他、検討会等の実施・運営に関する経費として13,787千円(13,775千円)を計上している。

死因究明拠点整備モデル事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

77,554千円(47,507千円)

目的

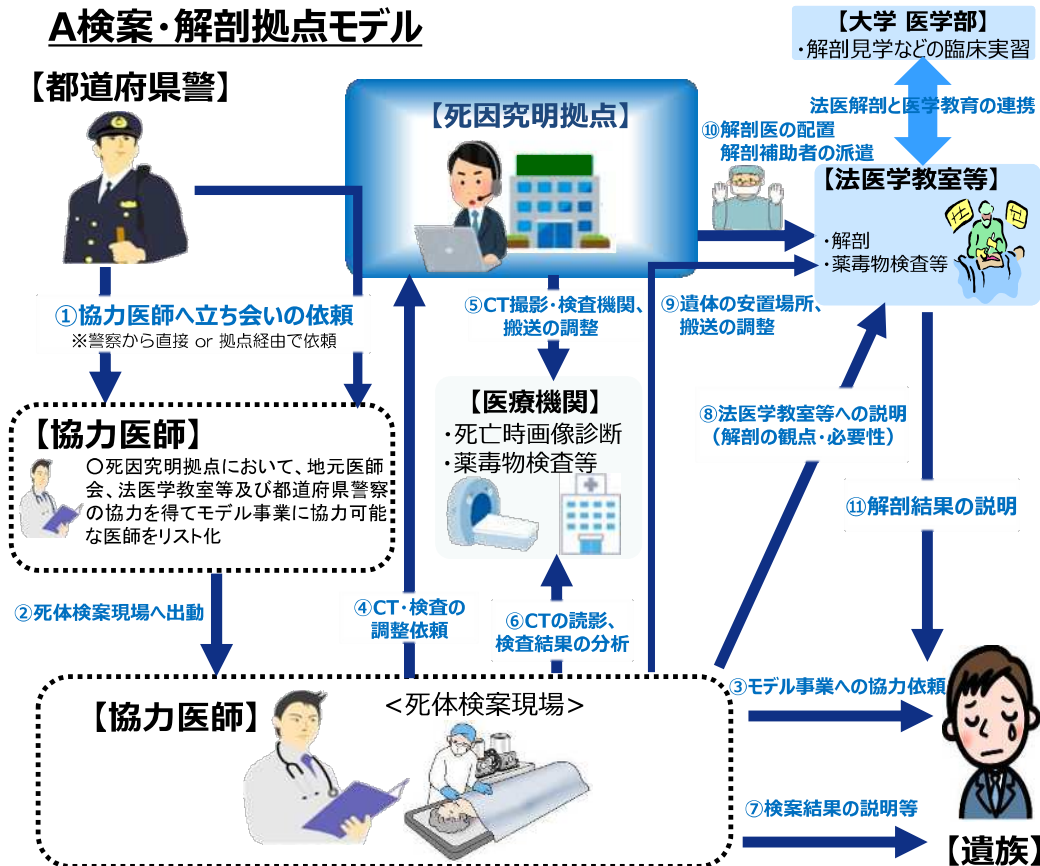
死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

事業内容

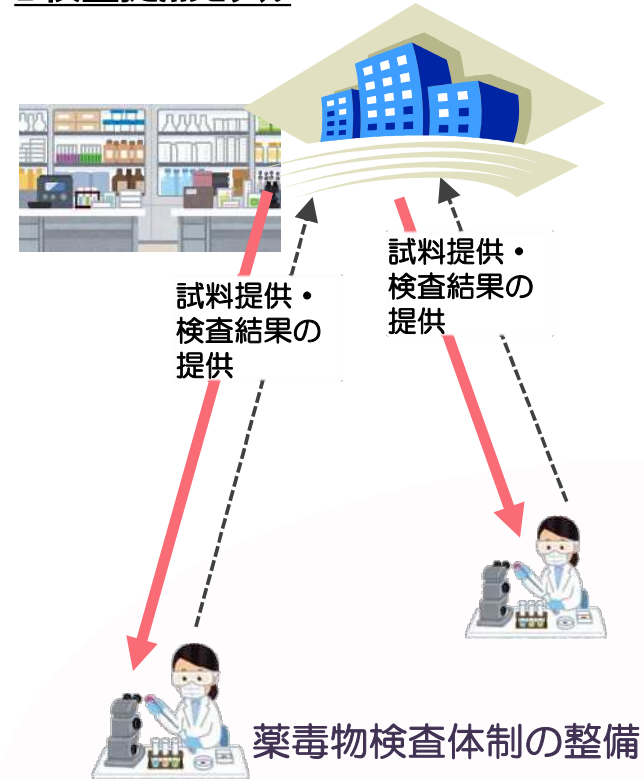
地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

A検案・解剖拠点モデル



B検査拠点モデル



異状死死因究明支援事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)
115,861千円(115,861千円)

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

○補助先: 都道府県、厚生労働大臣が認める者 ○補助率: 1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費
(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因
又は身元の調査等に関する法律」
に基づき実施するものを除く。

死亡時画像診断システム等整備事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

設備分:医療施設等設備整備費補助金15億円(21億円)の内数

施設分:医療施設等施設整備費補助金9億円(29億円)の内数

目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

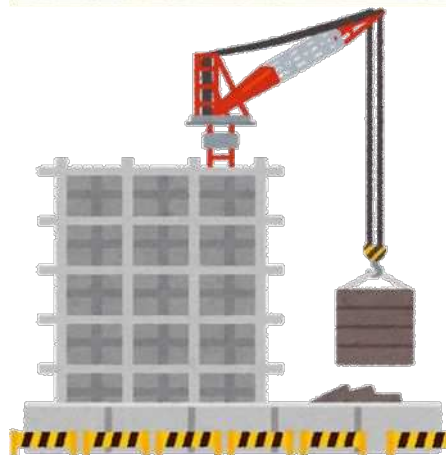
事業内容

①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援

②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援



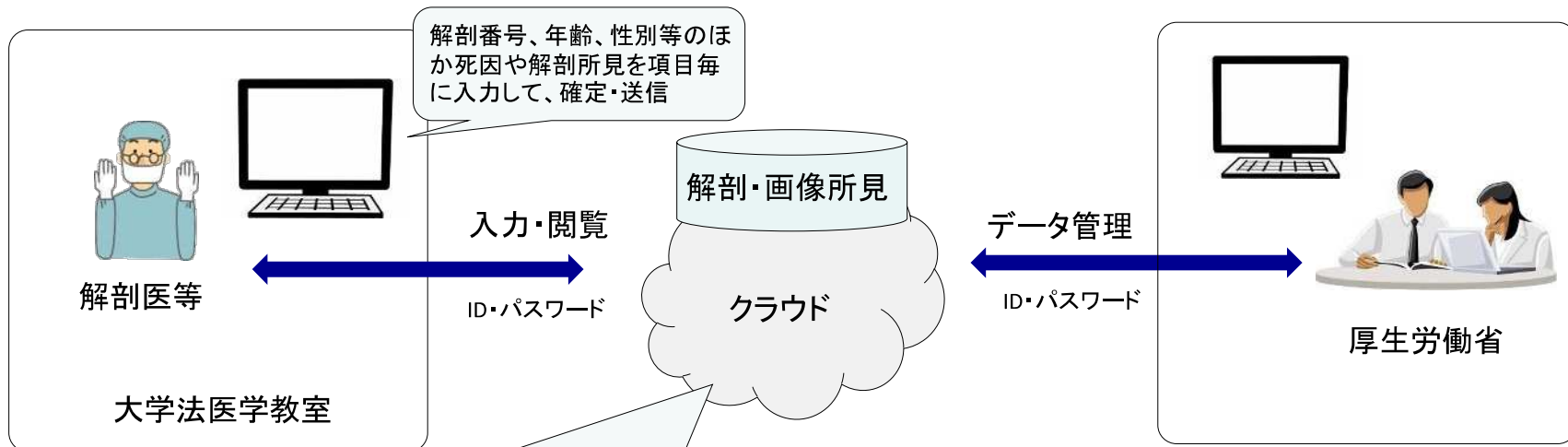
異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

「解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム」の構築

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

6,296千円(10,494千円)

- ✓ 死因究明目的で実施された解剖や死後CT画像等の情報を試行的にクラウド上のデータベースシステムに登録するもの。
- ✓ 情報の収集・登録を行う上での課題等を把握することを目的として実施。
- ✓ ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティを担保しつつ、参加機関は自施設入力データの閲覧が可能となっている。



【送信に伴う出力データのイメージ】

約200程度の変数

最大2万件程度の変数

解剖番号	年齢	性別	死亡年月日	死因	死因の種類	顔面所見	頭部所見
18-001	4	男	H30.10.2	肺炎	1.病死	蒼白であり ...	損傷なく...
18-002	40	女	H30.10.4	全身打撲	2.交通事故	額部...	挫滅状で...
18-003	15	男	H30.8.13	熱中症	8.その他

...

死体検案講習会事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

19,526千円(19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクリーニング(実習)を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画(R3.6.1)】

厚生労働省において、(中略)引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。また、(中略)基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、(中略)全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

【具体的な取組】

○平成26年度以降

- ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催(平成25年度までは全国1箇所のみ)
- ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

死亡時画像読影技術等向上研修事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

11,235千円(11,235千円)

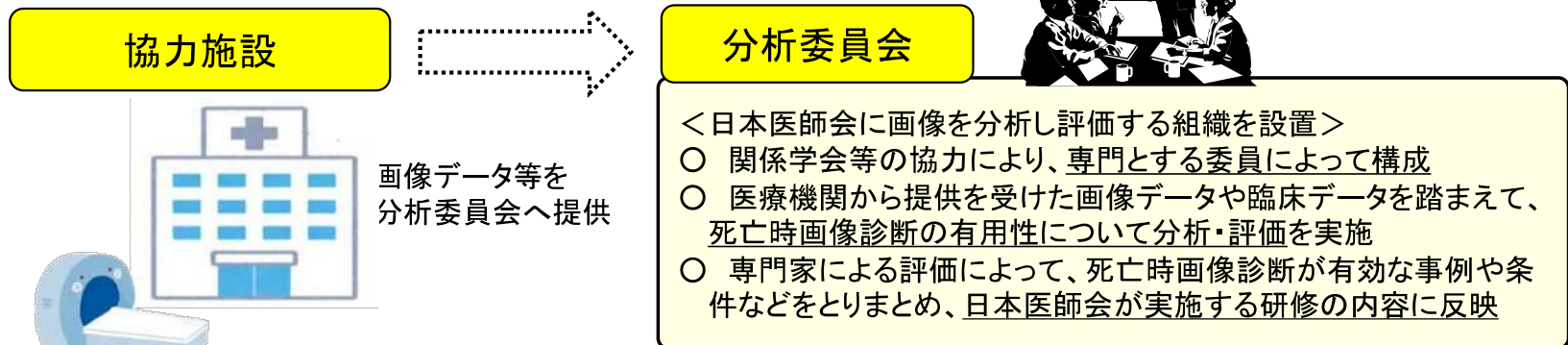
【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する(※)。また、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

(※)死亡時画像診断モデル事業のイメージ



- ・死亡時画像を撮影する医療機関、施設等
- ・異状死死因究明支援事業を実施している大学等

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和6年度予算案(令和5年度予算額)

36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 死因究明等推進計画においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する**。